平成２３年（フ）第６２９号
高知市一宮中町１丁目14番33号
債務者　十万　一幸
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６５１号
高知市南万々182番地14
債務者　久万　マリ
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９号
福岡県飯塚市伊川82番地73　県住７棟202号
債務者　福本　芳香
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５８２号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目53番13号　川路ビル
債務者　下栗　陽一
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市田上台３丁目40番３号
債務者　川口　光代
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５４号
鹿児島県鹿児島市西千石町16番13―305号
債務者　尾﨑百合子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５９号
鹿児島県いちき串木野市昭和通276番地所崎アパート202号室
債務者　島田　　堤
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１号
福島県二本松市杉田駄子内232番地10
債務者　**萩**原　和也
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１２号
福島県二本松市杉田駄子内232番地10
債務者　**萩**原由美子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
福島県郡山市字山崎298番地の６
債務者　杉田　淑子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第８号
福島県郡山市字山崎298番地の６
債務者　杉田　　享
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目52番地１
債務者　岡林　和子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１９号
長野市川中島町四ツ屋829番地５　ディアスやまざき206、前住所名古屋市守山区金屋２丁目397番地　宝マンション新守山イースト303号
債務者　岩重　有美（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
長野市川中島町四ツ屋1269番地２　サンシティやよい103号、前住所長野市川中島町上氷鉋1368番地
債務者　堀内　修一
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
長野県上田市住吉17番地２　グランドアベニューＢ棟102号
債務者　青島美惠子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第９号
岐阜県可児市土田1356番地18サンシャイン可児川201
債務者　ベビラクワ　カルロス　セザール
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２１号
三重県四日市市笹川９丁目９番地７
債務者　上野　睦夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
三重県四日市市笹川９丁目９番地７
債務者　上野　順子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係